

岩手県告示第762号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院である。

平成26年11月4日

岩手県知事 達 増 拓 也

病院の名称	所在地	救急病院として効力を有する期限
社団医療法人久仁会 内丸病院	盛岡市本町通一丁目12番7号	平成29年10月26日